

**平成29年第2回七戸町議会定例会
会議録（第2号）**

平成29年6月6日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外1名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君

生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	高 田 武 志 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 局長	原 子 保 幸 君	事務局 次長	中 村 孝 司 君
--------	-----------	--------	-----------

○会議を傍聴した者（22名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 太陽光発電事業、再生可能エネルギー発電事業の環境保全対策について	(1) 1000平方メートルの太陽光発電所の位置確認、事業者の把握、緊急連絡先は確認されているか。
			(2) 環境問題、生態系問題等について、業者との話し合いはされているか。
			(3) 事業を止めた際の施設設備の撤去・解体・廃棄について確認されているか。
			(4) 1000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、事業に着手する前に地元住民への説明、町への届出と協議をする制度を作る考えはないか。
			(5) 1000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電事業について、環境保全対策などの「ガイドライン」をつくり、指導する考えはないか。
2	市 清悦 君 (一問一答式)	1. 教育委員会の定例会について	(1) 教育委員会制度は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する。毎月開催される定例会での議論は重要であり、特に住民を代表する町長及び議員は、その議論の内容を共有していることが望ましいと思うが、町長の考えは。
			(2) 教育委員会定例会の議事録が電子媒体で保存されていないことを今年の5月に知った。町長はこのことを把握していたか。また、作成した文書の管理はどのような方針で行われているのか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
			(3) 過去5年分の教育委員会定例会の議事録をホームページで見ることができるようにしているところがあるが、町長の考えは。
		2. スポーツの指導体制について	(1) 生徒数の減少により廃部が増え生徒の選択肢が狭まっている。学校での対応が難しい種目についてどのような対応を考えているか。
		3. まちづくりビジョンの共有について	(1) 町長は、山田桂一郎氏と藻谷浩介氏の考えをまちづくりに活かしていく考えだと理解している。その考えを職員・議員及び町民が共有し、それぞれの立場で具体化していくことが求められていると思うが、どのように展開していく考えか。
			(2) 昨年11月の藻谷氏の講演内容は、当町の中学校の授業で既に教えているとのこと。その授業を参観日にあわせれば、保護者である町民との共有が大いに図られると思うが、町長の考えは。
			(3) 高校生地域づくり実践プロジェクトを実施しているところがあるが、町長の考えは。また、小中学生に対してはどのような考えか。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成29年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

きょうは久しぶりの晴天に恵まれ、さらにきょうはまた、たくさんの傍聴の方が見えております。いつも元気にやっていますが、きょうはさらにまた、元気に頑張っていきたいと思っています。

まず最初に、壇上から幾つかの問題提起をしたいと思います。

きょうのデーリー東北の社説の欄にも書かれてありましたが、2015年12月COP21では、化石燃料依存システムを終焉させ、脱炭素社会の構築を目指す「パリ協定」に世界が合意しました。昨年の台風のたび重なる上陸や集中豪雨など、またヨーロッパを襲った熱波など、世界的に発生している異常気象は、温室効果ガス、それを原因とした地球温暖化にその原因が求められています。急激な海面上昇にさらされている太平洋の島々では、国が消滅しかねない事態です。

「パリ協定」は、長年にわたる交渉で、一昨年の気候変動枠組条約締結会談で、200近い国や地域が協定で合意したもので、文字どおり世界のルールです。世界の平均気温を、18世紀末の産業革命時の2度未満、できれば1.5度未満に抑えるため、温室効果ガスの排出を今世紀後半の輸出量から森林などの吸収量を差し引いて「実質ゼロ」に抑えることを目標にしています。

これまでの「京都議定書」とは違い、先進国、発展途上国に削減を求めたもので、各国が目標を5年ごとに見直すことを義務づけています。

ところで、アメリカのトランプ大統領が地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定」から離脱を決めるということで、アメリカからも日本やEUなど世界中から批判と抗議を浴びています。それは当然のことで、地球温暖化対策は人類の生存、未来にかかわる大問題であるからです。日本は、世界第5位の温室効果ガスの排出国でありながら、安倍政権が決めた2030年度の削減目標は1990年比で18%という、極めて不十分なものです。

削減目標を抜本的に積み上げする、発電コストを削減優先でCO₂排出量を増す石炭火力の増設をやめ、再生可能エネルギーの大量普及を柱に据える必要があります。

2011年福島原発の事故は、解決の見通しが立たず、原発に依存しないエネルギー政策に転換する必要性は強くなり、再生可能エネルギーの重要さは年々増えています。

現在は、安定供給面やコスト面でさまざまな課題がありますが、平成24年10月から導入された固定買取制度が開始されてから、我が町にも太陽光発電が広がり始めました。

我が町でのCO₂排出量は、平成16年では年間約10万トンで、平成19年に七戸町地域新エネルギービジョンをつくり、地域の強みを生かした町ぐるみでできるところからの三つの方針を立て、新エネルギーの導入を推進してきました。

EV事業の推進、環境教育推進、環境保全の取り組み、本庁舎への太陽光発電システムの設置、電気バスなど積極的に取り組み、本年度予算でも1,900万円ほどの新エネルギー対策費が計上されています。

さらに最近町には、たくさんの太陽光発電所ができ、中にはメガソーラーのような大規模な施設がつくられ、さらに風力発電の計画もあります。しかし、景観、自然保護、騒音などについて懸念されるケースもあり、地域エネルギーとして町民と相互理解を深め、環境と調和し、地域と共生する質の高いエネルギーの導入促進が図られることも重要です。

一度建設されると運転や営業は長期に渡り、町の将来の環境や自然との調和、共生等のため、事業者の皆さんが事業計画を立案する際、あらかじめ検討しておくべき適切項目など、制度をつくる必要がないか、こういう点について質問したいと思います。

以上で、壇上からの発言とします。

さて、NRE日本再生可能エネルギーは、2014年、七戸町を中心に290ヘクタール、13万キロワットなど計画をするさまざまな業者が太陽光発電を我が町では始めています。FIT統計では、2016年、約200件となっています。現在はもっとふえていていると思います。

町民から大雨のときの土砂の流出、川の濁りの長期化、森林の伐採による風向の変化、太陽光発電所の光の反射等の苦情が聞かされますが、太陽光発電、再生可能エネルギーの地域との共生、住民の生活環境や景観などに問題はないか、2016年第4回定例会、三上議員の質問に対する答弁で町長は「一番心配しているのは大規模な開発で、いわゆる集中的な豪雨の際の水対策、これもまたしっかりしないと町の水路なり、あるいは県の河川なりと、こういったものが大きな災害の可能性があると述べています。

そこで、まず伺います。

第1点、1,000平方メートル以上の太陽光発電所の位置確認、事業者の把握、そして緊急連絡先は確認されているか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

一般的に、民間事業者が太陽光発電設備を設置する場合、電力事業者と地権者が合意す

れば設置することができます。その中で、開発面積が1万平方メートル、1,000ではなくて1万平方メートル以上、それから設置場所が山林や農地である場合は、県の許可が必要となるケースもありますが、それ以外のケースは、町への届け出の義務というのはないということから、その設置に関する内容というのは、非常に把握しにくい状況となっているのが正直なところです。

ただし、税務課では固定資産税、その課税のために土地及び償却資産の対象となる太陽光発電設備の所有者については調査して把握するようにしております。その情報は、当然、関係する災害とかそういった関係課、そういったものでも共有するということにしておりますので、その面から把握はできるというふうに思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 税務課で償却資産として把握していると。それから1万平米ですから、1ヘクタールですね。1ヘクタール以上の山林や農地は確認して、それぞれの課で確認をしているというのですが、例えば税務課の確認では一業者が何箇所か持っているのですよね、業者によっては何箇所か持っているのですが、その箇所ごとに、いわゆる税金の申告されていないで、まとめてしているわけですから、例えば税務課でも一つずつの箇所は押さえていないというふうに考えられます。

また、農林課の林地開発の場合でも1ヘクタール以上ですから、1ヘクタールに満たない太陽光の場所は確認されていないということになるわけです。

したがって、今のような答弁ですと町全体で、それぞれの課で把握して調査はしているのですが、町全体できちんと押さえていないというふうな感じがいたします。50キロワット以上の場合は電気工作物として、それぞれが届けなければならないシステムになっているわけで、そういう関係もあって、各課ごとにそれぞれ押さえているという状態で、要するに町全体としては、環境保全やそういう面で押さえていないのではないかという感じがいたします。

自治体の取り組みでは、環境影響評価条例や環境保全・緑地保全、あるいは景観条例、あるいは再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例により、太陽光発電施設の設置に対し、一定の手続きを規定する事例があります。このことで行政が事前に事業を把握することができ、対策を立てることもできます。

小規模風力発電では、近隣の野辺地町、横浜町、六ヶ所、むつ市などが小規模風力の発電建設については、条例で届け出るガイドラインをつけています。

ところで、町長は先ほどの三上議員の答弁に続けて、さっき言った集中的な豪雨、雨の対策、これらも考えていかなければならないということに続けて、「この辺はスタートする時点でよく申し入れはしております。これから町としてはいろいろ調査をしながら」と述べ、業者との話し合いと調査について述べています。

そこで第2点、環境問題や生態系問題等について業者との話し合いをされているか、町と行政との話し合いですが、この辺はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 前の議会での答弁の時点で、今のように1,000平方メートル以上1万平方メートル未満、そういったケースはほとんどなかったのです。大規模ないわゆる100ヘクタール単位、そうなってくると、実はスタート時点で我々も把握していない部分がありました。一気に開発すると、その切り土、盛り土、それから捨て土、あるいは土砂の流出、そういったものの懸念があるというのは私自身、法的なそういったものとは関係なく感じておりました、いわゆるそういった対策を万全にするようにと、これは当時スタートする事業者には申し入れしておきました。

その後、いろいろ調査をしたら、その環境とか生態系、そういったものについては、大規模な開発事業の実施については事前に業者みずから、現在の環境の状況を調査した上で、事業による環境への影響、これを予測・評価し、環境影響の回避、それから低減、こういったいわゆる事前の環境配慮を求める制度として、その環境影響評価法と、いわゆる環境アセスメントがあるということでもあります。

しかし、その太陽光発電については、一般に環境の負荷はないというふうに言われておりました、その施設の共有に伴う大きな影響は想定されないとして、そのいわゆる環境影響評価の対象とはなっていないということでもあります。町としても、そういった環境保全に関する独自の規定等、これを設けていないと。ただし、設けているという、さっきお話ありましたが、これは例えば世界遺産とか特別に景観の保護を必要とするような自治体では設けているということだそうではありますが、我が町では、いわゆる事前にそういった業者とのそういう話し合い、協議、そういった場は設けていないということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 1,000平方メートル、こういうところが一つの問題なのですが、1万平米、1ヘクタール以上の場合には、林地開発する場合には、県への届け入れなどが義務化されているわけですから、太陽光発電は負荷も少ないということから、私は1,000平方メートルにこだわっているというのは、1反歩、これにこだわっているというのは私も各地の条例などを調べていくと、50キロワット以上とかをやっている場合、50キロワット以上という大体600平米ぐらいなのですが、1,000平米というのが割と多かったもので、多分この辺が一つの基準になるかなと思って、1,000平米以上の場合にはやっているのかということなのですが、今のところは業者との話し合いやそういうのは規定がないということで、やっていないということなのですが。

次に、私が一番懸念しているのは、同じ議会で三上議員の「危機管理というのか、廃棄処分というふうになったときの対応とかは考えていますか」ということで危機管理ということについて、廃棄処分について三上議員が質問しているのです。この質問に対して町長は「今のところ、メガソーラーは、いわゆる耐用年数というものはおおむね20年と、ですから大体20年契約をしているみたいですがけれども、では、20年でだめになるとか、そこまでのデータはまだ出ていないということでもあります。もちろん事業者が来た時点

で、当然、その辺までは話はしております。この背景とか、そういうものは当然、事業者の責任でやってもらわなければなりません。だけれども、全く勝手にやれということではなく、ある種の指導というものをきちんとなさなければ、しないとこれはもう大変なことになります」さらに「そういう限界が来た時点での廃棄の対応であるとか、更新だとか、その辺はよく調査しながら万全を期すようにしたい」。

実は、この後さらに大事な質疑が行われています。三上議員が「仮に事業主が地主から土地を借りたと、外資系の方のほうが多分多いと思います。そうなれば契約後、どういふふうになろうとも、例えば事業主が最高責任者かわからない、だけれども廃棄していく。これは大変なことです。事業者が倒産してなくなれば、そういうことが全然問題視されていない部分があると思うが」と、こういう質問をしているのです。

要するに、廃棄というのは大変なことだと。そして、事業者が倒産していなくなればと、こういうことに対して問題視されていないという質問をしているのです。町長は、それに対して「いわゆる売却、あるいは貸している人、転貸し、譲渡など、条項に入っていると思いますが、間違いなく経費を上回る発電量があると、売電収入は当然発生する、ですからそういう点はそんなに心配はないだろうと思っています」というふうに答弁しています。「もうかるのであれば、それを引き継ぐ人は必ず出てくると考えられます。それ以上、いろいろな問題点があると思いますので、いろいろ調査しながら進めたいと思います」とこういうふうに答えています。

それで、もうかるのであれば、それを引き継ぐ人が出てくるから、その廃棄についてはそんなに心配しなくてもよいのではないかと、しかしいろいろ問題点もあるから、いろいろ調査しながら進めたいというふうに町長は答えています。

そこで第3点、事業を終了した、やめた際の施設設備の撤去・解体・廃棄について、先ほど1ヘクタールと言っていますが、この辺のことについては確認されていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆる太陽光発電の事業者の把握、確認というのは、いわゆる事業者からの、例えば固定資産税の納税のための申告の提出と、それだけではなくて、町独自に、それだけ鵜呑みにするわけにはいかないと、当然、土地家屋調査士、これに依頼してのその調査というのを、これしなければならぬと、そういった時点で1,000平方メートル以上であっても、不適切な、例えば急傾斜地につくったり、そういった土砂の流放とかそういったものが、そういう可能性がある場合は、当然そういったある種の行政指導というのは、これはしなければならぬ。そういった意味では、確認はできるというふうに思います。

それから、前の議会で答弁した時点で、私も実はちょっと把握していませんでしたが、その後、国がそのガイドラインをつくっています。その太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、こういったものを公表して、そして使用済み太陽光発電設備を撤去、あるいはまた運搬リサイクルと、いわゆるその処分する際の役割りや手続き等、

そういったものについて、設備の所有者や管理事業者にその周知をして、守らせるようにすると、いうことになっております。

ただ、いろいろなケースがこれはあると思います。例えば、いろいろな動きがあった時点では、いろいろなその情報をもとに、あるいはまた町独自の調査によって、いわゆるその法的な処置とか、そういったものは当然出てくると思います。ですから、いろいろなさまざまなケースについては、今後、今ここでいろいろ余り言及するのは時間かかりますけれども、努めてそういう不利益を被らないような、特に善良な住民が貸出をした場合、土地の貸与をした場合と、そういった場合の不利益を被らないような体制づくり、これはいろいろな形で万全を期していくようにしていかなければならないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町独自で土地家屋調査士に対して調査をする、というふうな考えもあるようにあるということです。そして、また法的処置など努めて不利益にならないような体制づくりをしていくと、いうふうな答弁です。

三上議員はさらに続けて「いずれにしろ間違いなく言えることは、形あるものはなくなっていく、その処分はしなければならなくなる、会社が倒産して逃げる、そういったことも考えなければ」と、「限界が来た時点での廃棄の対応であるとか更新だとか、その辺をよく調査しながら万全を期すようにしたい」と、町長は答弁を言っているわけです。環境省では「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を作成してやっているのですが、この太陽光発電は環境に対する負荷は少ないと言いますが、火災の問題とか、例えば消防士が感電したなんていう問題なんかも発生しているのです。あれは、モジュールの飛散とか経年劣化とか、そういう問題があるわけです。

七戸町では現在、50キロワット以上の太陽光発電所が11カ所になっています。それから、7業者が87.5ヘクタール、これは1ヘクタール以上だと思いましたが、87.5ヘクタール発電、売電、可能面積がなっています。

例えば、廃棄の問題で言うと、大体10ワットで1キログラムの廃棄物が出ると言いますから、七戸町で計算すると、今から20年、25年たつと、5,830トンぐらいの廃棄物が、私の計算では出るのですが、これはさらに届けていないのも、小規模は届けていないから、8,000トンとか、それ近くの廃棄物が出る計算になります。

そこで、これから町のほうでも不利益を被らないような体制をつくっていくということなのですが、4点目です、例えば1,000平方メートル、1反歩以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、事業に着手する前に地元住民への説明や町への届け入れと協議をする制度をつくる考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

協議、制度を設けている自治体もあるというのは、先ほど申し上げたとおり、特別な場所、景観とか世界遺産とか、そういった特殊なところの一部自治体が行っているというこ

とで、さっきも申し上げましたけれども、その太陽光発電事業は環境影響評価の対象とはなっていないと。ということは、環境の負荷が少ないと。そして、青森県の環境影響評価条例でも対象外ということになっております。特に、1,000平方メートル、1反歩以上というのは、そんなに影響はないということでありまして、町としても今のところ、そういう制度をつくるというのは考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 全国の条例を見ますと、景観条例ではなくて地域の保全条例など、たくさんの種類の条例はつくられております。そこで聞きますが、1反歩以上の場合にはつくる考えはないと言いますが、もし、メガソーラーのような大規模な場合は影響も大きいので、こういう制度は必要ではないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 大規模なメガソーラーの場合、今のところ町内でやっているのは、大部分は森林であります。その場合は1ヘクタール以上、これは森林法によって、いわゆる全ての環境関係、全て網羅したいろいろな規制というのはあっております。ですから、メガソーラーであっても、町独自では、それを調べたら十分それでカバーできていると思っています。ですから、町独自でそういった制度、これは必要ないというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 現在、町に登録されている業者は7業者で、87.5ヘクタールです。売電可能面積です。50キロワット以上の太陽光発電は、11カ所あります。それで、この11カ所あるうちで9カ所には森林法の規制が入っているのです、町の。しかし、2カ所は森林法の規制が入っていないのです。だから、2カ所は電気事業法の規制しか入っていないと考えられます。

したがって、森林法では災害の防止や水害の防止、水の保全、環境保全など4項目について県が審査し、関係市町村長の意見を徴収し、現地調査をし、許可するとなっていますが、森林法などの適用がない場合、自然森林や草地、その他以外の部分も、こういうところを開発するというのは、深刻な事態をもたらす危険性があります。

現状では自治体の条例で規制するか、するしないかが自治体は追いついていない状態です。我が町でも、全部の場所を把握していない、1カ所で把握していないわけですから、各課で把握しているわけですから、だから業者から国に発電設備の認定、経済産業省が直轄してやる、あるいは県に申請が出る、事業者の建設計画を経済産業省が把握し、自治体はその計画を把握して適切に対応できる仕組みが早急に必要なのです。

七戸町でも例えば、業者の名前でいえば、例えばアダム・バリーン、NREの社長、代表がアダム・バリーンという外国人になっているのです。太陽光発電でもゴールドマン・サックスなどという外国の投資銀行などが関係しているような場合で、私はやはり、この町がきちんと対応する仕組みをつくる必要があるというふうに考えています。

そこで5点目です。1,000平米以上の再生可能エネルギー発電事業について、環境保全対策などのガイドラインをつくり指導する考えはないか。まず一つ目、太陽光発電についてガイドラインをつくり、指導する考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 把握している発電事業者、あるいは場所、その数は、ちょっとあわないのですけれども、恐らく順次、売電することによって、それが事業者として登録ということになっていくと思います。ですから、これから1,000平方メートル以上であれば、かなりの数が、あるいは場所が今後、具体的に、町というか、一つは固定資産税対象ということでも出てくると思っていますが、森林法では網がかかっているところ以外、その2カ所についても大体、農地転用してやったという、大体、場所はわかりますけれども、その辺は今一度検討してみます。というのは、固定資産税の課税上、当然、税務課ではこれは調査をすると、特に大規模のところは専門業者、これに依頼して調査をします。それと同時に、場所によっては当然、ちょっと環境上、あるいはまた、これからの災害時の懸念がされるような場所であれば、何らかの指導というのは必要になると思います。

ですから、おっしゃったとおり、いわゆるその県も国も、これについては一定の規制はかけていますけれども、そんなに災害は起きにくいと、ただし森林法でいえば、これは当然かなり規制がかかります。それ以外の雑種地なり、あるいはまた農地を転用した場所というのは森林法で網がかかっていませんから、その辺はやはり町独自である程度検討する必要は出てくるというふうに思っています。その辺は、今後検討していきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町長に確認します。そうすれば、この太陽光発電の1,000平米以上については、そのガイドラインをつくるかどうかは、これから検討するというふうに答弁したというふうに考えていいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆる、何で七戸だけということもあります。だけれども、回って歩いて、そういう環境上、あるいはまた災害の今後の懸念があるという場所については、どういう形にしる、町である程度、検討すべきものというふうに認識していますので、そうすると、何らかのやはり検討の措置は必要というふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすれば、検討して結論を出していただくことを期待しています。

次に、最後の問題、5点目の二つ目ですが、風力発電の問題があります。これは、今、八幡岳の中部事務組合の跡地に1基2メガワットで10基ほどつくと。そして、これは環境アセスメントも4年ほど前から行われています。風力発電の場合には、太陽光とは違って非常に規制が厳しくなっていますが、それで環境アセスメントも4年ほど前から行

われて、町民説明会もやられていますが、この風力発電について、町で景観など、やはり町民の中でも懸念する声があるわけです。

そこで、この風力発電について、さっきの太陽光は検討すると言いましたが、この風力発電についてもガイドライン等をつくって指導する考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 風力発電については、これこそ本当に環境アセスメントの対象事業というふうになっていまして、いろいろな多方面からそういった調査をし、規制されているというふうに思っております。その辺は、これからよく調査をして、果たして、それだけ国は万全にやるのに、町が果たしてやる部分があるのか、これもやはり研究はしてみたいというふうに思っております。

今のところ、一応、そういうことで、1カ所、大規模、八幡岳、やられているということでもありますけれども、その辺はよく調査をしながら、これから進めていきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 調査して検討するというので、そういう答弁ですから、それも、これから進めていただきたいと思えます。それで、私は今質問しているのは、したものの趣旨は、要するにこの太陽光などでも風力発電などでも、質の高い町民の理解を得たものとして進める必要があるということから、町で条例などを決める、あるいは条例ほど強くなくてもガイドラインなどを決めていく、その辺についてやはり必要だということ、一昨年の上議員の質問の後、町長がどのように考えているのかということ、確かめることの質問をしたわけでありまして。検討するとかということですから、これはしっかり確認していきたいと思っております。

それで、我が町では第1次、第2次長期総合計画でも「自然と調和のとれた快適なまちづくり」ということで、3Rの啓発とか省エネや自然エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを積極的に進めています。

平成19年には新エネルギービジョンもつくり、また七戸町環境エネルギー読本というのをつくって、学校の教材にも活用しています。

したがって、太陽光や風力などの新エネルギーだけでなく、町では総合的なさまざまな政策も準備している、早くから多様な取り組みを町で進めています。さらに、町民との相互理解を進め、環境保全し、多様な持続的な質の高いエネルギー政策を進めることを求めて、質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号、4番市清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

市清悦君の発言を許します。

○4番（市 清悦君） 皆さん、おはようございます。

3月定例会の一般質問にて、七戸町いじめ防止基本方針について質問しました。その後、基本方針策定時に教育委員会の議論の内容やいじめに関する資料をよく見ておきたいと思い、5月に公文書開示請求をしたところ、改善すべきだと思う点が見受けられましたので、それについて伺います。

4月に開校した天間林中学校では、152人の生徒が、自分たちが天間林中学校の歴史をつくっていくんだとの気概を持って勉強、学校行事、部活動に全力で取り組んでいます。本当は、ソフトテニス、あるいはサッカーをやりたいのに、それを諦めた生徒がいたかもしれないと思うと、そのささやかな願いも叶えられない大人の一人として、大変申しわけないという気持ちになります。部活動も含めたスポーツの指導体制についても伺います。

山田桂一郎氏と藻谷浩介氏のまちづくりの考えを参考にし、新たな事業が行われ、民間でも新たな展開が生まれてきているようですが、その動きは町民のごく一部にとどまっているような気がしています。今後の展開について伺います。

この後の質問は、質問者席から行います。

質問1、教育委員会の定例会について伺います。通告した1点目の質問に入る前に、教育委員会の定例会の日時と場所について、町民はそれをどのようにして知ることができるようになっているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

定例教育委員会の開催日時と場所については、定例会招集告知日に庁舎前の掲示板に告示してお知らせしてあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（市 清悦君） 当町ホームページのトップページの「行政・まちづくり」をクリックすると、「議会・委員会」の見出しが出てきます。そこには、選挙管理委員会と農業委員会はありますが、教育委員会はありません。「教育・生涯学習」の見出しの「教育」をクリックすると、「教育事務に関する点検及び評価報告」と「天間林中学校開校準備委員会だより」とお知らせなどを見ることはできますが、定例会の開催日時や場所などのお知らせはありません。

八戸市のホームページはとても充実しています。教育委員会の定例会は日時、場所、傍聴定員をホームページで知ることができ、問い合わせと傍聴の予約申し込み先も表示しています。当町もそのようにする考えはあるのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

今の時代に沿ったお知らせの仕方を工夫し、前向きに検討させていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 1点目の質問です。教育委員会制度は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する制度です。毎月開催される定例会での議論は重要であり、特に住民を代表する町長及び議員はその議論の内容を共有していることが望ましいと思っていますが、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

定例教育委員会が出された委員の意見については、必要に応じて町長に説明しておりますし、指導を仰いでおります。また、議員御承知のとおり議会に対しては、関連する条例は議案として提出しておりますし、教育委員会で作成した「教育事務に関する点検及び評価報告書」は毎年議会で報告しております。

また、「七戸町教育施策の基本方針」など議会提出の義務がないものでも、関係するものは文教厚生常任委員会に提出し、御審議いただいております。

また、議会事務局でも各常任委員会で審議された資料を議員の皆さんがいつでもご覧になれるように、議員控え室に整理していると伺っておりますので、十分共有できるものと理解しております。

○議長（田嶋輝雄君） 町長のほうからもありますか。

町長。

○町長（小又 勉君） 教育委員会でいろいろ議論した内容、あるいはまた、さまざまな委員会の方向と、そういったものはやはり、町長あるいはまた議員の皆さん、共有するというの、これは当然であります。今までも、もちろん、いろいろな説明は受けております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 2点目の質問です。パソコンで作成された教育委員会定例会の過去の議事録が、閲覧用にパソコンやほかの電子媒体で保存されていないことを、ことしの5月に知りました。

電子媒体は紙と違ってかさばることもなくて、とても便利です。過去の議事録が閲覧できるように、電子媒体で保存されていない理由が、私にはよくわかりません。議事録等の文書作成の流れとそれらの管理については、どのように行われているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

定例会の議事録は、ICレコーダーで記録しパソコンを使って作成しております。議事録の内容は、七戸町教育委員会会議規則第4章の第22条から第25条の定めにより作成

され、定例会提出議案とともに保存しております。

御指摘のとおり、現在は過去の議事録をパソコンで閲覧できるようには整備してございませんが、議事録のベースになったデータは保存されておりますし、閲覧用に議事録を整理していくことは可能であります。

年度ごとにUSB等に整理して、早い時期にパソコンで閲覧できるように対応させますので、御理解願いたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 今現在、教育委員会の定例会の議事録を公文書開示請求でする予定にはしているのですけれども、その前にそれが可能なのか、大まかにどれぐらいの時間がかかると考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 公開するとなれば、かなり時間を要するものと思います。限られた職員で、いろいろなことを分担してやっているわけですので、これだけに時間を割いてというわけにはいきませんので、あと半年ぐらいは時間をいただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 3点目の質問です。七戸町教育委員会の過去5年間、60回分の議事録を見たいと思い、当町のホームページから検索しましたが、見つけることができませんでした。

そこで、先月に全定例会の議案が記載された文書のみを、まずは5月11日に公文書開示請求しました。それを見てから、ほしい議事録や資料を再度開示請求する予定です。

青森県教育委員会は平成20年度分から、八戸市やほかの教育委員会では過去5年分の議事録をホームページで見ることができるようになっています。

私は、八戸市教育委員会のように、必要な情報はホームページである程度収集できるのが望ましいと思っていますが、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

市町村教育委員会で、先日の研修会で説明された資料、これは平成27年度の資料ですが、それでも、「教育委員会会議の議事録公開状況」を見ますと、全国の市町村で公開していない割合は36.1%、青森県内は62.5%で公開していない割合がとても大きくなっております。また、県内で公開している37.5%のほとんどは、市の教育委員会と思われまます。

このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律で、「会議の終了後、遅滞なく公開するように努めなければならない」と、公開を努力義務にとどめた趣旨は、この職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したことにあります。小規模な地方公共団体が多い青森県では、このことが公開率低下につながっているものと思われまます。同様に、七戸も、先ほどの質問でもありましたけれども、

やはり事務負担のこともありますので、時間をいただきたいというのはこのことからきます。

当町の教育委員会も職員数が少ないことや事務負担等から、これまで公開できませんでしたが、情報公開は必要であることから、限られた職員数でできる範囲の内容の公開を努めてまいりたいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただければと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員よろしいですか。

4番議員。

○4番（呷 清悦君） 以前に七戸町の町史もホームページで見れるようにしてはどうかという提案した際にも、外部に発注する方法もあるとは思ったのですが、職員が合間を見て、見れるようにしたということがあるので、これに関しても費用の部分考えた場合に、そのほうが安く済むというのであれば、少し待ちたいと思います。

質問の2、スポーツの指導体制について伺います。生徒数の減少により廃部がふえ、生徒の選択肢が狭まっています。1点目に4月に開校した天間林中学校の部の編成についてお聞きします。

6月で廃部となる女子ソフトテニス部を含め、どのような経緯で現在の部の編成に至ったのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、榎林中学校、天間館中学校両校にある部活、そして団体競技、男女のバランス、学級数に応じた職員数も考慮した上で編成を考えました。

その結果、新生天間林中学校に配置される職員数は、教頭を含め11名、2人顧問体制での部活動再編を考えた結果、野球部、ソフトボール部、卓球部、陸上部、吹奏楽部と最大五つの部で再編することとなりました。

ソフトテニス部が平成29年6月で廃部となった経緯は、両校にないことと、女子のみであるという理由から廃部といたしました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 2点目に、ソフトテニスのように学校での対応が難しい種目について、学校ではどのように対応しているのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

生徒数の減少による部のあり方は七戸のみならず、他市町村でも抱えている大きな課題です。

水泳やスキーなどのようにクラブチームで活動している子供もいます。クラブチームで活動している子供が中体連への出場を希望した場合、特例により当該中学校の水泳部、スキー部として、また臨時の顧問を付けて出場できるよう柔軟に対応していますが、何より教職員数の不足から、臨時顧問の引率に学校は大変苦慮していることも御理解いただきました。

いと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 少しでも多くのスポーツに触れる環境を整えてあげることで、子供たちは多様な運動に親しむことができると思います。昼休みにいろいろなスポーツに触れることができるよう、町内6校に用具を揃えてあげることを要望いたします。

次に、サッカーについて伺います。現在の天間林中学校の3年生から1年生で、小学校まではスポーツ少年団でサッカーをやっていた生徒がいます。サッカーや水泳など部活動にない種目をやりたい生徒は、必ず陸上部に所属することに学校が決めてから6年目になります。

学校では陸上の練習には参加せず、サッカーや水泳の練習に直接行ってもよいという柔軟な対応をしていたようです。天間林中学校が開校した今年度、サッカーの練習場が学校から遠くなり、結果的に天中生でサッカーをやる生徒がゼロになり、それだけにとどまらず、天間林地区のサッカー少年団に入る児童も減ったと聞いています。

そこで、天間林地区のサッカー少年団の過去3年間の在籍人数の増減を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

天間林地区のサッカー少年団の過去3年間の在籍人数ですが、平成26年度は37人、平成27年度は23人、平成28年度も23人、平成29年度は8人となっており、減少している状況にあります。

サッカー少年団の人数が減少した原因は、練習場所が遠くなったという理由ばかりではないと思います。サッカーでも、剣道でも、その競技が好きであれば、どのような環境下でも続けるのではないのでしょうか。

練習場所が遠くなったことのほかに、何が原因で天間林地区のサッカー少年団の団員の数が減少したのか、検証することが必要だと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 何かしら魅力がない、何かまた不満があって入らないということもあるかと思います。練習場所が遠くなった以外に、何かしら多分、原因があるのだと思いますけれども、そのスポーツ少年団の総会だとか、そういった代表の方、指導者の方と話し合う機会が、教育長の場合はあるかと思うのですけれども、主な点で、こういったところではないかというのがあれば伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 私のほうでは、いろいろな話を、いろいろな団体の指導者とは話をする機会はあるのですけれども、これだという確実なものは私のほうから申し述べることはできません。例えば、子供同士の間関係もあるでしょうし、保護者の関係もあるでしょうし、それ以上にこの団体の運営そのものに、何かあるのではないかなんかという事は感じております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 今後、少子化に伴う教職員の削減により、現在ある部活動を維持していくことも厳しくなると予想されます。そして、教職員の負担軽減や技術の向上を狙い、外部指導者を活用する方法も、今度は議論される機会がふえるのではないかと考えています。

また、学校にも適正な規模というものがあるように、部活動、クラブチーム、スポーツ少年団にも適正な規模があるようです。

人数が少なれば大会に出られないという悩みを抱え、逆に人数が多すぎると試合に出られない子がふえ、選手を選ぶ際の判断基準をめぐって指導者と保護者でトラブルがふえるという問題は、全国各地で起こっているようです。

いずれにしても、当町の子供にとって最適な指導体制を構築しなければ、子供に我慢させることがふえることは確かなので、今後もしっかり議論していきたいと思います。

質問3、まちづくりビジョンの共有について入ります。

1点目の質問です。町長は山田桂一郎氏と藻谷浩介氏の考えをまちづくりに生かしていく考えだと理解しています。まちづくりの理論において、国内トップクラスの両氏とつながりを持てたことは、第一段階としては大成功だと思っています。第二段階として、まずは、役場職員と我々議員が両氏の考えを共有し、第三段階として、より多くの町民に共有してもらうことだと考えています。そして、町民がそれぞれの立場で、その考え方や先進事例を自分の仕事に反映させる取り組みを行っていけば、町長が目指すまちづくりを実現できると思っています。

両氏の考えを具体化していくために、今後どのように展開させていく考えなのか伺います。具体的な展開の内容となれば多岐にわたるので、今回は第三段階のより多くの町民に共有してもらうという1点に限定して伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 答えいたします。

山田桂一郎氏と藻谷浩介氏、この2人に共通していることは、地元で物を買おうと、地元を使う、それから地域でお金を回して使って回していくと、いわゆる「地消地産・地産地消」と、これが大事であり、そのことがいわゆる町内の事業者の売り上げにつながり、雇用を創出、それにつながっていくということでもあります。

町では人口減少の歯どめのために総合戦略を策定しましたが、その政策分野1において「経済効果をもたらすしごと・雇用を創出する」それを掲げております。地域経済の活性化、それから雇用の創出を図るためにも地消地産や町の資源を生かした取り組みが必要であると考えております。

また、昨年11月に開催した山田氏、それから藻谷氏による「しちのへ里山観光特別講演」この開催についてはチラシや広報等で町民にお知らせをし、講話された内容について、そのデータの分析、それからマーケティングの必要性、こういったことも広く町民に

知ってもらうために広報の12月号に掲載しております。

これからについても、その取り組み、それから考え方、あるいは必要な情報、そういったものは広報なり、あるいはホームページなり、いろいろ活用しながら周知を図ると、そう進めていきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 私は、観光立国の正体、里山資本主義、しなやかな日本列島のつくりかたの3冊を購入して読みました。時間が限られた講演では紹介しきれないほどの、たくさんの事例が紹介されていました。両氏の著書を図書館や学校の図書室にも置き、多くの町民に読んでもらうのがよいと思えますが、それについては既に実施しているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

七戸中央図書館と中央公民館の図書室に合計で藻谷氏の図書、これは5冊、これは所蔵して閲覧に供しています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 昨年11月の両氏の講演を聞いて、早速、実践した町民がいます。WWOOFジャパンに有機農家としてホスト申請し、ことしの4月からフランス人3人とイギリス人1人を宿泊と交換で農作業を手伝ってもらっています。その方は英語が堪能なので、外国人の受け入れには全く抵抗がないようです。むしろ、外国の貴重な情報が得られ、自分のこれからの経営に生かせると喜んでいきます。

外国人観光客に対応するために、英語表記の看板の設置も検討が進んでいると思えますが、今後、外国人の宿泊客を受け入れたいという町民がふえれば、英語で会話ができるようになりたいという要望も出てくる可能性があります。

現在そのような要望に対応できる状況にあるのか、あるいは今後検討する予定なのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、外国人旅行者の満足度向上のために地域おこし協力隊によるインバウンド向けの、その町歩きガイドのサークル設立を予定しております。協力隊員の一人は非常に英語が堪能ということでもありますから、非常にぴったりだと思います。

このサークルについては、町内に在住する外国人を中心に、町歩きガイドの要請や外国人旅行者へのおもてなし、これを勉強するサークルとなっており、そこでは町民向けの英会話、この勉強会も実施していく予定としております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 2点目の質問です。昨年11月の藻谷氏の講演内容に関連する、基礎的・基本的内容を中学校の授業で扱っていることを知りました。その授業を参観日に

あわせれば保護者である町民との共有が大いに図られると思いますが、町長はどのように考えますか。

私は、今後より多くの町民に山田氏や藻谷氏の講演内容を理解してもらうために、中学生が読んでもわかるような資料を作成したほうがよいと思っています。そこで今後、町民対象にわかりやすい表記での資料を作成・活用していく考えがあるのか伺います。

また、町のホームページでも見られるようにする考えがあるのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

学校では、学習指導要領に示された内容を指導するために、教科ごとに年間計画を作成し、その計画に基づいて授業がなされています。教員は、より深化を図る授業実践に当たり、既習事項をもとに、気づかせたり、考えさせたり、調べさせたりするなど指導法の工夫をしながら次の単元へと発展させています。

また、参観日での授業は、各学校、各学級の狙いに基づいて計画されているものであります。

したがって、「まちづくり」という名のもと、授業内容を計画から切り離すことは、あってはならないことです。

町としては、今後、山田さん、藻谷さんの講演内容を多くの町民の方々にお伝えするために、わかりやすい表記で資料を作成し活用していただけるよう、努力していかねばならないと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昞 清悦君） 町民にあわせて学校の計画を無理に変えるというのは、これは望ましいことではないと思います。逆にできるとすれば、その自由参観日というものもあるので、その授業がある日がわかれば、保護者のほうが見に行くということも可能ではないのかなと思っておりますけれども、それは可能なのかというのを1点お伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 自由参観日においても、各学校、いろいろな行事の合間を見てとか、いろいろな計画の合間を見て、ここに設定しようということで年間の計画に位置づけてあります。現在、ここ数年、自由参観日を設けている学校がありますけれども、保護者の参加率は、非常にやはり少ないです。

ただ、藻谷さんとか山田さんのことに関連する基礎的・基本的な内容の授業が行われるときに、案内してほしいというのであれば、その辺は学校と交渉してみて、無理がないようであればお知らせしますし、無理なときはそこは御理解願いたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昞 清悦君） 私は本当に藻谷さんの講演を聞いて、今までまちづくりをどうしたらいいかというのを悩んでいましたけれども、正解を教えてもらったような感覚を持ちました。基礎的・基本的な内容というものが、仮に藻谷氏の90分の講演のうちの約半分

だとしても、藻谷氏は皆さんも御存知のとおり本当に忙しい方で、あちこちから講演の依頼を受ける人です。民間の団体が講演に頼もうとすると、もう何十万円です。ですから、中学校の授業とはいえ、生徒1人当たり1万円、お金を払うぐらいの内容の、そういった藻谷氏はそういったぐらいの講師です。

ですから、なにげなくほかの授業と聞いているようでも、私は特に中学校の段階でも、将来の進路を考える上で参考になる話だと思っているので、ここは特に子供たちにもわかるようにしてほしいと思っています。

3点目の質問です。八戸市は八戸市協働のまちづくりの基本条例の中に、子供の権利として次のように定めています。

第5条子ども（20歳未満の市民をいう。以下同じ）は、その年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を有する。

2、子どもは、将来のまちづくりの主体として、まちづくりに関する教育を受ける権利を有する。

八戸市では、その条例に基づく施策として、高校生の年代から地域振興や地域課題の解決に向けた取り組みにかかわる機会を創出することにより、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成を図ることを目的に、高校生地域づくり実践プロジェクトを実施しており、事業の詳細はホームページで見ることができます。

1点目に町長は八戸市が始めたこの事業をどのように考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

八戸市と圏域市町村で構成する「八戸圏域連携中核都市圏」で実施している八戸圏域高等学校地域活動促進事業、この事業では定住自立圏促進のため地域振興、または地域貢献に関する活動など、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成のために、高校が行う事業について助成を行っているというふうに伺っています。

当町の七戸高校では、秋まつりへの流し踊りの参加、あるいはまたピザカーニバルでのその出展、あるいは各種イベントでいろいろな形で参加していただいております。それから、福祉施設における講演会の実施、特にカシス、これを使った特産品の開発、こういった独特の独自のやり方で地域貢献やその郷土に愛着を持つ人材の育成を行っていると思っております。特に最近、大体方向がつかいましたが、ここ最近でも、今後に向けてのやはり七校存続と、こういったことでも、やはり町ときっちり連携を取って、そしてそういったその支援体制というのを取っていかねばならないと思いますし、連携事業もどんどんこれからもさらに充実させていきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 私も町長と同じような認識で、本当に七戸高校に関しては、定住意識の調査でも協力してもらっているということから、これ以外にもあと協力してもらえないぐらいに、既にもうやられているということで、ホームページは八戸市のほうが

充実しているとしても、この高校との連携という部分では、ありがたいことに当町のほうが相当進んでいるような気をしています。これは多分、卒業生も多いということもあると思います。とにかく、存続に向けて、町民一丸となって取り組んでいく必要があると思っています。

昨年11月に開催した、しちのへ里山観光特別講演会で、三重県鳥羽市で旅館業を営みながら、体験型エコツアーを行っている講師の江崎喜久さんが、鳥羽市の小学生が自分の住む島についてガイドを行う「島っこガイド」について、「子供たちが活動を始めると多かれ少なかれ地域によい影響が出る。地域を自ら調べることで、子供たちは地元を誇りを持つようになり、子供たちが活動をする姿を見る大人たちは応援しようと動き出す。」と話しました。私もそのとおりだと思います。

私は、ドラキュラdeまちおこしチームの一員として、ことし初めてピザカーニバルに出店者として参加しました。七戸高校の生徒と営農大学の学生も参加し、若い人との交流も深まり、得るものがたくさんありました。このように探してみれば、小中学生が地域づくりに参加する機会は、幾つかあると思っています。

昨年の12月定例会で町長は、「小中高生が町の自然、歴史、文化、こういった地域の資源に多く触れる機会をつくっていきたい」と答弁しております。

そこで、町長に2点目の質問としてお尋ねします。

小中学生を対象とした、そのような機会は今年度計画されているのか。あるいは、今後に向けて検討していることがあるとすれば、どのようなことなのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

七戸町教育委員会生涯学習課の事業の一つに、「郷土学習事業」、「キャリア教育事業」、「文化芸術鑑賞事業」等があります。

また、学校においては、「ふるさと科」の学習、郷土の自然・歴史・文化等の素材を教材化し、全教育活動をとおした計画的な指導に努めています。このように、町におけるこうした事業を発展させていけるよう、今後も改善すべきは改善し、努力してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 今、教育長から答弁をもらいましたけれども、町長もその考えということで理解していいのか、また教育長以外に補足するのがあれば伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 特に、この部分で教育長、あるいはまた教育委員会と、よく協議をしながら進めております。何より、地元のことをよく理解してもらおうと、これが一番の基本になると考えておりますので、今後ともよく協議しながら、そういう子供の育成に努めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昀 清悦君） 部活動の議論からもわかるように、学校に何か新しい取り組みを求めるのは難しい状況下で、仮に何かをやるとすれば、今までやってきたことを何かやめなくてはならないと思います。そうなると、学校以外のところで考えるしかありません。

そこで、町子連の総会で町子連の事業として、子供たちをピザカーニバルに参加させることを検討してみてもどうかと提案しました。最も「まちづくり」に参加しやすい子供の組織は子供会だと私は考えていますが、スポーツ少年団での活動が主になり、入会率も年々低下しているようです。

子供が入会したいと思い、その保護者も入会させたいと思えるような子供会にするためには、保護者の負担をふやさずに、子供会の魅力を高める必要があると思っています。

その具体策については今後の課題とし、今回の私の一般質問はこれで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番昀清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、ちょっと報告がございます。

選管委員長の古屋敷満さんが、今定例会でもって御勇退することになりましたので、皆様方、拍手でもって、ねぎらいしていただきたいと思います。

大変、御苦労さまでございました。

なお、6月8日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日はこれで散会します。

大変、御苦労さまでした。

散会 午前11時39分